

1 1 議案第 1 1 号関係

おいらせ町工場誘致奨励条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(定義) 第2条 略 (1) 略 ア～ウ 略 エ 産業分類に定める情報通信業  オ～キ 略 ク 産業分類に定める学術研究、専門・技術サービス業 <u>ケ 産業分類に定める宿泊業、飲食サービス業のうち規則で定めるもの</u> コ 産業分類に定めるサービス業(他に分類されないもの)のうち規則で定めるもの (2)～(3) 略  <u>(4)～(6) 略</u>  (奨励措置の対象) 第3条 略 (1) 略 (2) 常時雇用する従業員数が<u>10人</u>以上であること。 (3) 投下固定資産総額が<u>3,000万円</u>以上であること。  (奨励金) 第5条 略 (1) 略 <u>(2) 工場操業奨励金</u> <u>(3) 雇用促進奨励金</u> <u>2 前項第3号の奨励金については、前項の規定によるもののほか、次の各号の要件すべてを満たすものに対して交付する。</u> <u>(1) 町内既存の誘致企業が増設するとき。</u> <u>(2) 町の産業振興上必要と認めたもの。</u> <u>(3) 増設に伴い常時雇用する従業員の増員数が10人以上であること。</u> <u>(4) 増設にかかる投下固定資産総額が3,000万円以上であること。</u>  <u>(工場立地奨励金)</u> 第6条 町長は、<u>指定工場等の操業の開始の日の1年後以降、工場立地奨励金(以下「立地奨励金」という。)を交付することができる。この場合において、交付する立地奨励金の額に1,000</u></p>	<p>(定義) 第2条 略 (1) 略 ア～ウ 略 エ 産業分類に定める情報通信業の<u>うち規則で定めるもの</u> オ～キ 略 ク 産業分類に定める学術研究、専門・技術サービス業の<u>うち規則で定めるもの</u>  <u>ケ 産業分類に定めるサービス業(他に分類されないもの)のうち規則で定めるもの</u> (2)～(3) 略 <u>(4) 床面積 新設又は増設に係る工場等の建物の床面積及び構築物の投影面積をいう。ただし、製造の用に供しない部分の面積を除く。</u>  <u>(5)～(7) 略</u>  (奨励措置の対象) 第3条 略 (1) 略 (2) 常時雇用する従業員数が<u>30人</u>以上であること。 (3) 投下固定資産総額が<u>1億5,000万円</u>以上であること。  (奨励金) 第5条 略 (1) 略  <u>(2) 雇用促進奨励金</u></p>

改正案	現行
<p><u>円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の立地奨励金の額は、次に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 指定工場等の事業の用に供するための用地の取得価格の2分の1の額</u></p> <p><u>(2) 立地奨励金は、5,000万円を上限とする。</u></p> <p>(工場<u>操業</u>奨励金)</p> <p><b>第7条</b> 町長は、指定工場等の操業の開始の日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降<u>5箇年度</u>、納期内に完納した場合において工場<u>操業</u>奨励金(以下「<u>操業</u>奨励金」という。)を交付することができる。この場合において、交付する<u>操業</u>奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>2 前項の操業奨励金の額は、投下固定資産に対する固定資産税に相当する額とする。</u></p> <p>(雇用促進奨励金)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>(1) 雇用奨励金の額は、指定工場等に雇用される従業員でおいらせ町に3箇月以上住所を有する者(以下「雇用町民」という。)が<u>10人</u>を超える人数1人当たり<u>20万円</u>とし、その限度額は、6,000万円とする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(指定の継承)</p> <p><b>第9条</b> 略</p> <p>(指定の取り消し及び奨励金の返還等)</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(報告及び立入調査)</p> <p><b>第11条</b> 略</p> <p>(適用除外)</p> <p><b>第12条</b> <b>第7条</b>第1項の工場<u>操業</u>奨励金は、おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成24年おいらせ町条例第24号)第2条により課税免除の措置を受</p>	<p>現行</p> <p>(工場<u>立地</u>奨励金)</p> <p><b>第6条</b> 町長は、指定工場等の操業の開始の日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降<u>3箇年度</u>、納期内に完納した場合において工場<u>立地</u>奨励金(以下「<u>立地</u>奨励金」という。)を交付することができる。この場合において、交付する<u>立地</u>奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>2 前項の立地奨励金の額は、次に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 初年度 投下固定資産に対する固定資産税に相当する額</u></p> <p><u>(2) 次年度 投下固定資産に対する固定資産税に相当する額の100分の80</u></p> <p><u>(3) 3年度 投下固定資産に対する固定資産税に相当する額の100分の60</u></p> <p>(雇用促進奨励金)</p> <p><b>第7条</b> 略</p> <p>(1) 雇用奨励金の額は、指定工場等に雇用される従業員でおいらせ町に3箇月以上住所を有する者(以下「雇用町民」という。)が<u>30人</u>を超える人数1人当たり<u>11万円</u>とし、その限度額は、6,000万円とする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(指定の継承)</p> <p><b>第8条</b> 略</p> <p>(指定の取り消し及び奨励金の返還等)</p> <p><b>第9条</b> 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(報告及び立入調査)</p> <p><b>第10条</b> 略</p> <p>(適用除外)</p> <p><b>第11条</b> <b>第6条</b>第1項の工場<u>立地</u>奨励金は、おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成24年おいらせ町条例第24号)第2条により課税免除の措置を受</p>

改正案	現行
<p>けた者に対しては、交付しない。</p> <p>(委任) <b>第13条</b> 略</p> <p>附 則 1～2 略 (平成23年東日本大震災に係る被災企業の特例)</p> <p>3 東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)適用地域(おいらせ町含む。)において工場等を操業していた企業に対する奨励措置に係る第3条、<b>第5条及び第8条</b>の規定の適用については、<u>同各条中「10人」とあるのは「5人」とする。</u></p>	<p>けた者に対しては、交付しない。</p> <p>(委任) <b>第12条</b> 略</p> <p>附 則 1～2 略 (平成23年東日本大震災に係る被災企業の特例)</p> <p>3 東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)適用地域(おいらせ町含む。)において工場等を操業していた企業に対する奨励措置に係る第3条の規定の適用については、<u>同条中「30人」とあるのは「5人」と、「1億5,000万円」とあるのは「5,000万円」と、第7条の規定の適用については、同条中「30人」とあるのは「5人」とする。</u></p>